

不服申し立て制度について

一、意義

教員が、県教育委員会により戒告や減給等の不利益な処分を受けた場合、当該教員は、その処分が違法あるいは不当であることを主張して、人事委員会や公平委員会に対し不服を申し立てることができます。この制度が不服申立て制度で、地公法がこのような制度を設けたのは、分限処分や懲戒処分が一定の事由に基づき公正に行われなければならぬことと表裏の関係を成すものであり、その意味で近代的な公務員関係のあり方を示したものといえます。このように不利益な処分に対する不服申し立ての制度は、不利益処分が適法かつ妥当なものであるかどうかを審査するために設けられた事後審査制度です。

二 不服申し立て制度のしくみ

(1) 申し立て権者

地公法の定める不服申し立ては、同法第四九条に規定する懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた職員に限ってできます。しかし条件付き採用期間中の職員や臨時の任用の職員は除外されています。また、単純労務職員も不服申し立てをすることはできません。

(2) 不服申し立ての対象

不服申し立ての対象となる処分は、「懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分」です。どういったものが不利益処分にあるかですが、分限処分たる免職、降任、休職、降給や懲戒処分たる免職、停職、減給、戒告は一般的には不利益処分に該当します。

会や公平委員会に対し不服を申し立てることができます。この制度が不服申込し立て制度といわれるものです。地方法がこのような制度を設けたのは、分限処分や懲戒処分が一定の事由に基づき公正に行わなければならないことと表裏の関係を成すものであり、その意味で近代的な公務員関係のあり方を示したものといえます。このように不利益な処分に対する不服申し立ての制度は、不利益処分が適法かつ妥当なものであるかどうかを審査するために設けられた事後審査制度です。

①定期昇給が行われなかつた場合においても、具体的な処分があつたのではなくないので、不利益処分の審査の対象とはならない。(昭二十九・七・一九自丁公発第一二二号)

②訓告は、職員が職務上の義務に違反した場合に、これに對して指揮監督の権限を有する上司が当該職員の職務遂行の改善向上に資するために行う事実上の行為であるので処分には該当せずかつ、懲戒処分のように、職務上又は経済上の利益をそこなうものではないので不利益処分ではない。(各県人事委員会判定参照)。

③校長の命じた分校勤務は不利益処分

(5) 判定 定審査機関は、不服申し立て事案の審査を終了したときは、その結果に基づき判定を行います。判定の態様としては、「処分の承認」、「処分の修正」、「処分の取り消し」の三種があります。

処分の承認とは、任命権者の処分が適法かつ妥当であると認めるもので、結果的には不服申し立て人の主張は認められなかつたことになります。

処分の修正とは、任命権者が処分を行つたことに理由はあるが、処分の量定が不当であると判断された場合になされる判定です。

(3) 不服申し立て期間
不服申し立ては、処分があつたことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければならず、処分があつたことを知らないかつた場合でも、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときはすることができません。

(4) 審査機関
なお、この期間を経過した後は、理由のいかんを問わず不服申し立てをすることはできないと解されています。

（昭三七・二・八委初
第一三三号）

处分の取り消しとは、任命権者の処分を違法又は不当であるとして取り消す判定であり、不服申し立て人の主張が認められたことになります。

三、不服申し立てと訴訟との関係

職員が不服申し立てのできる处分について、裁判所に、その処分の取り消しの訴えをするためには原則として不服申し立てに対する判定を経なければなりません。ただし、申し立てがつた日から三ヶ月を経過しても判定がない等一定の場合には直ちに訴えを起こすことができます。（行訴法第八条 参照）

④ 地方公法＝地方公務員法
地公企法＝地方公営企業法
地公労法＝地方公営企業労働関係法
行訴法＝行政事件訴訟法

その他の処分で不利益処分にあたるかどうかは個々具体的に判断することになります。行政実例等のうち不利益処分とされないものをあげれば次のとおりです。

属する人事委員会が審査を行います。審査の方法には、書面審理と口頭審理がありますが、処分を受けた職員から請求があつたときは口頭審理を行わなければならず、また公開を請求する

処分の取り消しとは、任命権者の処分を違法又は不当であるとして取り消す判定であり、不服申し立て人の主張が認められたことになります。

三、不服申し立てと訴訟との関係

職員が不服申し立てのできる処分について、裁判所に、その処分の取り消しの訴えをするためには原則として、不服申し立てに対する判定を経なければなりません。ただし、申し立てがあつた日から3か月を経過しても判定がない等一定の場合には直ちに訴えを起こすことができます。（行訴法第八条 参照）

注地公法 || 地方公務員法
地公企法 || 地方公營企
地公勞法 || 地方公營企
行訴法 || 行政事件訴訟

業法 勞働關係法